平成２９年（フ）第３５３号
埼玉県狭山市入間川１丁目15番28号　パティオＡ－201
債務者　折笠　惠子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５６号
埼玉県川越市南大塚６丁目26番地16
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６１号
埼玉県川越市三光町35番地13（三光町団地３－101号室）
債務者　別役　友也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３９号
釧路市大楽毛154番地の209
債務者　西澤　一枝
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１４３号
釧路市昭和中央５丁目８番132号　ＳＷ１－132号室
債務者　高村　智子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３４３号
埼玉県川越市大字的場2201番地２（サンクレストⅡ－101号室）
債務者　三枝　政海
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６６号
埼玉県富士見市大字鶴馬3541番地３　鶴瀬邸苑305
債務者　鈴木　將大
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１号
北海道滝川市東町７丁目３番31号
債務者　山下　祐輔
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
釧路市芦野２丁目22番20号　ドナルドハウス芦野105
債務者　加藤　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５３号
北海道中川郡本別町美蘭別55番地７　福良牧場内
債務者　安達こずえ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
岩手県岩手郡雫石町長山麓台久保１番地３　定住促進住宅２号棟503号
債務者　山﨑　直子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１８５号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森115番地１
債務者　山市　知子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９２号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1064番地の１　セントグレース202、前住所群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩252番地の１　コーポ花水木ε館22号
債務者　大池さおり（旧姓平栗）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５５３号
埼玉県和光市新倉２丁目８番27号　サンビレッジ花の木D101
債務者　田子　　和（旧姓早尾）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
埼玉県上尾市浅間台３丁目21番地20　シティハイム浅間台202、旧住所埼玉県上尾市柏座１丁目11番15号　ファミール上尾206
債務者　稲野　明子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７０号
さいたま市大宮区浅間町２丁目296番地　ライフピアさいたま新都心902号
債務者　西村　和男
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７８号
さいたま市岩槻区西町３丁目５番３号
債務者　柏木　勝則
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係